

議会改革特別委員会会議録

開閉日時 令和7年2月5日（水） 午前11時37分～午後0時4分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1 番 橋本 友樹、 2 番 荒川 義孝、 3 番 神谷 直子、 5 番 野々山 啓、
7 番 福岡 里香、 8 番 岡田 公作、 9 番 長谷川広昌、 10 番 北川 広人、
11 番 鈴木 勝彦、 12 番 柴口 征寛、 13 番 倉田 利奈、 14 番 黒川 美克、

オブザーバー

議長（4 番）杉浦 康憲、 副議長（6 番）今原ゆかり

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

なし

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- 1 請願・陳情について
- 2 本会議の質問における資料の使用について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてですが、本件については、副委員長の荒川義孝委員を指名いたします。

本日の案件は、お手元に配付されております付議事項のとおりです。

《議 題》

1 請願・陳情について

委員長 本日は、請願・陳情に係る会議規則、申合せ事項の改正（案）及び請願陳情取扱要綱（案）について協議をお願いいたします。

事前に会議規則等の案に対し意見を依頼をさせていただいたところ、締切りを過ぎての提出でありましたのでこの場では取り上げませんけれども、皆様方にはお配りをさせていただきます。高浜市民の会さんから出てきております。

それでは今日の協議内容になりますけれども、その前に一応高浜市民の会さんから出てきたものに関しまして少しお話をさせていただきますけれども、まず会議規則第130条第6項についてこれを削るということで御意見が出ておりますけれども、これは全国市議会議長会の条文解説においては取消しの手続を会議規則に規定すべきというふうにされておりますので、当然取消しがあった場合には取消しができるということで、取消しができないような形で削るということはできませんので、そのように報告をさせていただきたいと思います。

問（13） その形になると、これ議会の許可ってなってるもんですから、どこでそれをやるってことになるんですかね。

委員長 議会の一番初めのところで取消しを許可するかどうかという審議を皆さんにさせていただくということになります。

問（13） 会議の議題となった後ってということはいわゆる告示後だと思うんですよね。告示後に

そういう申し出があった場合はその都度議運にかけるということなのか、どういうことなのかちょっとこれよく分からなかったんですけどどういう意味なんでしょうか。

委員長 これに限らずですけども、会期というのは開会から閉会までが会期ですので、その間にこういう議案を上げたい、例えば発言の取消しでも議決が要ることがあります。そういったことに関しても議運を開いて、それから本会議で皆さん方に審議をしていただいて御承認をいただくということになりますのでそれと同じであります。

それから、次が会議規則第 132 条の 2 項。委員会付託は省略すべきではないため削るというふうにありますけれども、これは請願についても委員会に付託して審査をすることが原則であるという考えがあるのでそれが正しいのですけれども、議案と同様に請願についても付託省略を議決するということに会議規則のほうでは変更になっておりますので、そのような形で進めていくということになると思います。

それから、請願陳情取扱要綱第 6 条を改正しない。改正に反対という御意見に関しましては、これはもうこの議会改革の中では既に決定をしておることですので、これについては御意見として承っておくというふうにさせていただきます。

よろしいですかね。

意見なし

委員長 それでは、1 つまだ皆さん方と議論が進んでない案件が請願陳情取扱要綱の第 6 条、陳情の締切りを議運を開く関係上、1 週間前というふうに変更させていただいたところに皆さん方御賛同いただいたと思うんですけども請願の締切りがそのままになっております。請願の締切りと陳情の締切りが違うというところで、請願は前日の夕方 5 時までという締切りになってて陳情は 1 週間前ということになりますので、その締切日を合わせたほうがいいのではないかなというふうに思いましてちょっと御協議をいただきたいなというふうに思うんですけども。

意 (13) 今のお話なんですけど、以前、委員長のほうから陳情として取り上げられなかった場合は議員に紹介者になっていただいて請願でできるっていうお話をされたので、やはりそれは逆にずらしておかないとそれが議会で取り上げられる機会を失ってしまうということになるので、逆にそれは同じにしないほうがいいんじゃないでしょうか。

委員長 多分勘違いされてると思いますけども、請願にするという意味ではなくて議員提案の議案として意見書だとか要望書だとかそういったものを提出する権利が議員にはありますよというお話をさせていただいたと思います。ですから、例えば、総括のときだとか最終日だとかに議員提案でそういった形のものを出していただくという活動は議員がやれますよというお話をしたと思います。紹介議員を探して作って陳情を請願に変えて提出するっていうのは、これは想定的にはあまり考えられない話ですので、元から請願という形でお声がけがあるというのが請願だというふうに思いますから、それはもう締切りがどこになろうともその締切りに合わせて出していいただければいいかと思いますし、それから出てきた請願がその会議に間に合わなかった場合、万が一間に合わなかった場合は次の本会議にそれを請願として取り上げていくという形になると思いますので。

それでは、請願の締切日をこの請願陳情取扱要綱第6条において規定をしておりますけれども、陳情の締切日と同じ定例会招集告示日の7日前までとしてよろしいですかね。

「異議あり。」と発声するものあり。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは採決を採らせていただきますけどよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 それでは、請願の締切日については陳情の締切日と同じ定例会招集告示日の7日前まで
...

「委員長、すいません。」と発声するものあり。

問(13) 合わせなければいけないというのは、どういう、その理由がよく分からないんですけど。そこをもう一回説明してもらってもいいですか。別に請願は請願で今までどおりやっても何にも問題ないと思うんですけど、なぜそれを合わせなきゃいけないのかというのがよく分からないんですけど。

委員長 これは私がここで今出させていただいたんで私がお答えさせていただきますけれども、基本的に、例えばホームページだとかそれから議会のほうに問合せとかがある場合、市民の方だとか県外、市内、市外含めていろんな方々からそういう問合せがあったりだとか、それから陳情の締切日だとか請願の締切日だとかっていうものを見ることが多いと思います。そういったときに混乱だとか何かを招かないためにも分かりやすくする必要があるだろうということ。

請願と陳情、今ここでいうと1週間の差です。1週間の差がそんなに非常にひどい縛りにつながるとは思えないんで。陳情のほうは理由があるわけですね、7日前にした理由が。それは陳情を議案として取り扱うかどうかというそういう審査の時間が要るから1週間前にしたわけですのでそれに合わせるほうが分かりやすいんじゃないかと。高浜市議会の請願・陳情の受付は告示日の7日前までというふうであれば、それ一つで済みますので。それでそういう提案をさせていただいて皆さん方に今お諮りをしているところです。

その意味合いは御理解していただけましたか。

意（13） それは考え方の相違だと思うんですけど、私は請願は今までどおりでいいと思うんですね。分かりやすいか分かりやすすくないかそこを取るのか、もしくは、なるべくギリギリまで市民の方が請願を出す期間を有することができるか、どちらを取るかなのかなって今の話もですけど、私は今までどおりでいいと思います。

委員長 分かりました。採決を採らせていただきます。

それでは請願の締切日について、陳情の締切日と同じ定例会招集告示日の7日前までとして良いという方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数です。

それでは請願の締切りに関しましても、定例会招集告示日の7日前までというふうに決定をさせていただきます。

それから会議規則と申合せ事項の改正案、それから今、決定していただいたものを含んだ請願陳情取扱要綱案については、これはもう既に皆さん方で御決定いただいたものというのと、それからもう一つは市議会議長会の改正を踏まえて文脈にして皆様方にお配りをしておりますので、そちらのほうに関しましてはこのような形にさせていただいてよろしいですか。

「異議あり。」と発声するものあり。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 13 番倉田委員が異議があるということです。

それでは、御異議がございましたので採決をさせていただきたいと思いますがよろしいですか。

「異議なし。」と発声するものあり

委員長 それでは採決の内容はただいま申し上げましたとおり、会議規則と申合せ事項の改正案と請願陳情取扱要綱案については、お示しさせていただきました案のとおり決定していいという方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長 挙手多数であります。

よって、今日お示しいたしましたものに関しまして決定をさせていただきます。ありがとうございました。

最終的な決定は議会運営委員会になるんですけれども、この後のテーマ 3 について協議がまとも次第、一緒に議会運営委員会に諮っていくこととなりますのでよろしくお願いをいたします。

それではテーマ 1 については、これをもって終了とさせていただきます。

2 本会議の質問における資料の使用について

委員長 前回までの決定事項を基に議会運営に関する申合せ事項の改正案を資料として事前に配付をさせていただきましたが、一つ、私のほうから補足説明をさせていただきたいと思います。

今日の資料の 04 の赤字になっておりますけれども、(8)－⑥ 議員及び当局への資料の配布は、質問者が一般質問を開始する時とし、タブレット端末を用いてデータで行うというふうにさせていただきました。これは理由がございまして、一般質問においては同じテーマで質問をされる方がみえます。ですからあまり早い段階でこういう資料を使ってくよってということになると、議員

さんの、言い方悪いですけど手の内を見せるみたいなそんな話にもなりかねませんし、それからその資料自体を、この資料を見てくださいとは言わずとも書いてあるものを使って一般質問ができてしまう可能性もあります。一般質問の順番を抽選で決めているというのはそういう不具合をなくそうということで抽選で決めている事実も含めて考えると、タブレットで配布するということは事前にも可能ですけれども、一般質問を開始するときと。その日の朝に全部出しちゃうとかっていうんじゃないくて、その方が登壇するときに配布をしますよという形にしたらどうかなということによってこのようにさせていただきました。

これ意味としては不利益にならないようにということで、そういう意味を持ってしたんですけども、これについて御意見ある方が見えますかね。

意見なし

委員長 よろしいですか。それ以外のところはもう皆さん方の中で議論をさせていただいたものを文脈に起こした形になっておりますので御了承いただきたいと思います。

申合せ事項の改正案につきまして御意見よろしいですかね。

意見なし

委員長 ありがとうございます。資料の使用についての申合せ事項の規定内容についてはこの案のとおりにさせていただきたいと思います。

挙手するものあり

委員長 異議ありますね。採決を採らせていただきます。

「委員長…」と発声するものあり。

意（13） 私はやはりこの一般質問についての（８）－⑦ 傍聴者には資料を配布しないってことなんですが、これは質問者の自由だと思うんですけど、入口で受付するので、そこに置いといて

て欲しい人は持っていけばいいと思ってますので、資料を配布しないっていうものにつきましては私はそこは賛成しかねます。

委員長　ですから今言われたのは個人的な話ですので、受付に置いてってっていうのはこれは駄目ですよ。それは議員さんがそれぞれ支援者の方が見えるから自分の資料をその方に事前に渡しておくということであればそれは勝手なことですからいいですけども、議会としてやってるような形に見えるっていうのはよろしくないもんですから、受付に置いてって持つてってくださいというのは、これは認められないというふうに思います。

それから、来た傍聴の方々全員に配るっていうのも、これもいかなものかなということです。その資料自体が議会で公式にさも配られたような印象を与えるようなことがまずいんじゃないかということで資料を配布しないということで皆さん方からの御意見で決まった話ですので、基本的にはそういう行為をなさらないというのがいいかというふうに思います。それをもっても反対という御意見は分かります。ですから採決を採りますという話をしております。

よろしいですか。

意見なし

委員長　それでは、申合せ事項の改正案につきまして案のとおり賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

委員長　挙手多数です。

それでは、申合せ事項への規定内容については資料のとおりとさせていただくこととなりました。

それでは、資料の使用についても申合せ事項への規定内容が決まりましたので後日議会運営委員会において最終的な決定をお願いいたします。先ほど決定いたしました請願・陳情に係る会議規則、要綱、申合せも併せてお願いをしていくつもりであります。

以上で、資料の使用についての協議がまとまりましたので、テーマ3についてはこれをもって終了といたします。御協力ありがとうございました。

なお、今後のスケジュールですけれども、資料として制定までのスケジュール変更後というの

がございます。これを配付させていただいておりますので御覧をいただきながら説明をさせていただきたいと思います。

まず、これで本日全ての協議を終了いたしましたので、2月13日、木曜日、2月17日、月曜日の議会改革特別委員会の開催はなしというふうにさせていただきます。また、本日決まりました会議規則、要綱等の案文をこの後、例規回議、法規担当の確認のほうにかけさせていただきたいというふうに思います。文言等の修正があれば修正後最終的なものが出来上がりますので、それを各派代表者会議、そして議会運営委員会に諮って、3月定例会に上程という流れになりますので、御承知おきをお願いしたいと思います。

本来ですと、各派代表者会議、それから議運のほうでこの決定を一旦してから、例規回議というのが本来だと思いますけれども、ここに今日全員の方が見えますし正副議長も見えますので、この案でもって例規回議をさせていただいて法規担当のほうの目を通したものを改めて各派代表者会議、議運にかけて、それで議案上程するという流れになりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは本日の案件は全て終了と…

「はい。」と発声するものあり。

意(13) 先ほど2月13日と2月17日はやらないっていうお話があったんですけど、そうなった場合、法規担当に今から確認できるわけですよね、すぐにしていただけるわけですよね。そうすると別に最終日じゃなくても上程できないのかなと思うんですけどどうでしょうか。やはり初日に上げるべきだと思いますけど。

委員長 初日に上げるというよりも初日のほうでは大変恐縮ですけども議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきたいと。経緯とそれからこういう決定をさせていただいて今回の議案につながりましたという委員長報告を初日にさせていただきたいということを議長のほうにも既に申入れをさせていただいております。ものができればその日に上程でもいいんですけども、初日は当局のほうが予算を含めて重要な案件の議題上程がございまして、議会の議員提案による上程ということで、皆様が当日最終日の採決でどういう結果になるかは分かりませんが、おおむねの方の賛同いただいてここで決定している以上、初日じゃなくても最終日に出させていただいてそれで提出ということでいいと思います。もう一つ、オンライン委員会の関係の改

正も当然ありますので、そちらのほうも併せて今進めております。ですから、それと同時に提出をするということで考えれば、余裕を持てば最終日の上程ということでいけるかなと思いますし、それから先ほど私説明しましたけども、すぐこれは法規担当の例規回議にかけていただくように議長にお願いをいたしますので、これはもう先に進めていけることだというふうに思ってます。

よろしいですかね。

意見なし

委員長　それではそのような形で今後進めていくということで御承知おきをお願いしたいと思います。

それでは本日の案件はこれで全て終了となります。

以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会　午後０時４分

議会改革特別委員会委員長

議会改革特別委員会副委員長